

# 生活困窮者のための就労訓練事業 の実施を是非、ご検討ください！

生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から始まりました。これは、「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度です。

その中で「就労訓練事業」という仕組みが導入されたのをご存知でしょうか？この事業は、自治体から認定を受けた事業者が、生活困窮者に就労の機会を提供するものです。引きこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなどですぐには一般就労に従事することが難しくても、短い時間であったり、支援や配慮があれば働くことができる人は大勢います。

誰もが支え合う社会をめざして、この制度は創設されました。事業者の皆さまにとっても、貴重な人材だと思える人がきっと見つかるはずです。

生活困窮者の状況に応じた支援付きの働く場を提供するこの事業の実施を、ぜひご検討ください。



## 就労訓練事業とは？

- 各区に設置している「くらし支援窓口」及び生活支援課のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- 利用者は、雇用契約を締結せず、訓練としての就労を行う形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。（いわゆる「中間的就労」）
- どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

## 対象者はどんな人？

- すぐには一般企業等で働くことが難しい方です。長期離職者、ニート・ひきこもり、心身に課題があったり、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の方がいらっしゃいます。
- 就労訓練事業の対象者に該当するかどうかや雇用型・非雇用型のどちらで事業を利用するかについては、受け入れ事業所や本人の意向を十分に踏まえた上で、各区に設置している「くらし支援窓口」及び生活支援課が決定します。

## 具体的にどのような支援をするの？

- 例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまうという方に対しては、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めつつその方が休んだときの仕事をカバーしたりするなどの配慮が必要となります。集中力が必要な複雑な仕事はまだできないという方の場合は、他の従業員の方が行っている業務のうち、その方に合った業務をいくつか切り出して、一人分の仕事にする等の工夫をお願いします。

# 新たな生活困窮者自立支援制度



## 包括的な相談支援

### ◆ 自立相談支援事業 (くらし支援窓口)

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援
- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成



基本は、  
自立に向けた  
人的支援を  
包括的に提供

本人の状況に応じた支援

## 住居確保支援

再就職のために  
住居の確保が必要な者

### ◆ 住居確保支援

○就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

## 就労支援

就労に向けた  
準備が必要な者

### ◆ 就労準備支援事業

○就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

### ◆ 認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

○直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成 (社会福祉法人等の自主事業について神戸市が認定する制度)

柔軟な働き方を  
必要とする者

### ◇ 生活保護受給者等就労自立促進事業

○一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

就労に向けた準備が  
一定程度整っている者

## 緊急的な支援

緊急に衣食住の  
確保が必要な者

### ◆ 一時生活支援事業

○住居喪失者に対し一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

## 家計再建支援

家計から生活  
再建を考える者

### ◆ 家計改善支援事業

○家計の状況を「見える化」し、自ら家計管理できるように状況に応じた支援計画を作成するなど、生活再生に向けた支援を提供

## 子ども支援

貧困の連鎖の防止

### ◆ 子どもの学習支援事業

○生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

神戸市では各区役所に「くらし支援窓口」を設置し、専任の支援員が寄り添いながら、上記の支援サービス等につなぎ、自立に向けた支援を行います。

# 就労訓練事業の支援のイメージ

## 支援のイメージ

くらし支援窓口もしくは生活支援課による課題の評価・分析 (アセスメント)、  
行政による支援決定

就労訓練事業

一般就労

## 支援付雇用型

### 非雇用型

- 訓練計画に基づく就労訓練
- 事業主から直接命令を受けない軽作業等
- 就労支援担当者による就労支援・指導等

- 雇用契約に基づく就労
- 比較的軽易な作業を想定
- 就労支援担当者による就労支援・指導等
- 就労条件における一定の配慮 (労働時間、欠勤について柔軟な対応)

- 雇用契約に基づく就労
- 必要に応じ、自立相談支援機関等がフォローアップを実施

(課題の評価・分析 (アセスメント) は約6ヶ月ごとに実施)

# 事業を開始するまでの流れ

- 就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、神戸市長の認定を受ける必要があります（神戸市内の事業所の場合）。
- 認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して神戸市に提出します。申請後の一連の流れは次のとおりです。なお、申請の詳細は神戸市福祉局保護課までお問い合わせください。

申請

審査

認定

くらし支援窓口及び生活支援課からの対象者のあっせん

事業開始

## 認定基準の内容

- 認定基準の内容は以下のとおりです。なお、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）は、認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものですので、併せてご参照ください。

### (1) 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 各区の「くらし支援窓口」及び生活支援課のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ㊦ 生活困窮者自立支援法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - ㊧ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
  - ㊨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用しておそれのある者 等

### (2) 就労等の支援に関する要件

- 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。
- ①② に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
  - ㊦ 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
  - ㊧ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
  - ㊨ 各区の「くらし支援窓口」及び生活支援課その他の関係者と連絡調整を行うこと。
  - ㊩ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

### (3) 安全衛生に関する要件

- 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

### (4) 災害補償に関する要件

- 非雇用型の利用者が就労訓練事業において災害を被った場合の補償のために、必要な措置を講じること。

## Q1. 就労訓練事業者に対する支援は？

**A1** 就労訓練事業は、民間事業者の皆さまの自主事業として、自立的に実施していただくことを前提としていますが、固定資産税や不動産取得税等の非課税措置が設けられているほか、神戸市では、効果的に事業を実施していただくため、事業立ち上げ時の経費や利用者受け入れ時の訓練費に対する助成など、総合的な支援を行いますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

また、就労訓練開始後も事業者の皆さまに任せきりにするのではなく、各区の「くらし支援窓口」及び生活支援課が、利用者への支援実施をフォローします。

※固定資産税、不動産取得税の非課税措置については、社会福祉法人や消費生活協同組合など(NPO 法人、株式会社は含まれません。)が 10 名以上の生活困窮者を受け入れ、第 2 種社会福祉事業として実施する場合に限られます。

## Q2. 利用者の受け入れ期間に制限はありますか？

**A2** 利用者の受け入れ期間については、特段制限はありません。利用者が、その意欲や能力等に応じて常に適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型、一般就労とステップアップしていけるよう、各区の「くらし支援窓口」及び生活支援課と連携しつつ、支援を行います。

## Q3. 非雇用型の利用者について気をつけなければならないことは？

**A3** 非雇用型の利用者は、あくまで訓練として就労を行うことから、雇用契約を締結した上で働く一般の従業員とは異なり、所定の作業日や作業時間に作業に従事するかどうかは利用者の自由に委ねるなどの取扱いが必要です。

また、非雇用型の利用者に関しては、労働基準関係法令の適用はありませんが、一般の従業員に関する取扱いも踏まえ、作業の際の安全の確保に十分に配慮する、万が一、災害が起こった場合に備えて保険に加入しておくなどの対応が必要です。

さらに、非雇用型の就労のインセンティブを高めるという観点から、工賃を支払うことをご検討いただきたいと考えています。

## Q4. 事業の実施に当たって事業所内でどのような支援体制を整備しなければなりませんか？

**A4** 就労訓練事業を行う際は、支援の担当者(就労支援担当者)を1名以上配置していただく必要があります。この就労支援担当者は、必ずしも専任である必要はなく、他の業務も兼務することが可能です。

就労支援担当者には、支援に関する計画の作成や利用者が就労する上での助言指導、他の従業員に対する普及啓発、各区の「くらし支援窓口」及び生活支援課との調整などを行っていただきます。

● 就労訓練事業や生活困窮者自立支援制度についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

### 神戸市福祉局保護課

〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館5階

電話:078-322-5201(直通)